



秋田県公報

この規則は、平成十九年三月二十日から施行する。

目 次

労働委員会規則	ページ
○秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(一) ……………	1
○秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(二) ……………	1

労働委員会規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

秋田県労働委員会会長 阿部 譲 二

秋田県労働委員会規則第二号

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成十七年秋田県労働委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(公開請求書の様式等)」に改め、同条第一項中「の規定による公開請求」を「に規定する公開請求書の様式」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「公開請求書をファクシミリ装置を用いて送信する方法」に改め、同条に次の一項を加える。

3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を委員会に送信してしなければならない。

附 則

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄